

## 川越市自殺対策連絡会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市内の関係機関・団体が連携し、本市における自殺対策の推進を図るため、川越市自殺対策連絡会議（以下、「連絡会議」という）を行うことにつき、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 連絡会議の委員は別表に掲げる機関等の者とする。

2 委員を依頼する期間は3年とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

3 前項の期間は更新することができる。

(議長・副議長)

第3条 連絡会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて市長が召集する。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、連絡会議に関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 連絡会議に係る事務は、川越市保健所保健予防課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は平成22年1月18日から施行する。

この要綱は平成26年6月26日から施行する。

別表

川越市自殺対策連絡会議委員名簿

	団体・機関名
1	学識経験者
2	警察関係者
3	医療関係者
4	福祉関係者
5	教育関係者
6	労働関係者
7	経済関係者
8	法律関係者
9	前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者